



幸福実現党政務調査会 政策提言集 2016

2016年3月 決定
5月 一部改訂

—「正義」の実現を目指して—

I 経済成長

デフレ脱却がままならないなか、消費税の再増税がもたらすのは日本経済の沈没にほかなりません。日本経済の未来を開くには、増税ではなく経済成長に向けた政策遂行が急務です。幸福実現党は、金融緩和や大胆な減税、未来産業への投資などにより、本格的な景気回復を実現します。実質3%・名目5%以上の経済成長を実現することで、自然増収による財政再建も図りつつ、2030年代の名目GDP1500兆円達成を目指します。

■徹底的な減税による経済成長

● 減税による経済活性化

減税政策の実施に当たっては、税収中立にとらわれず、減税を先行することで経済活性化を促し、税収の自然増を目指します。

● 消費税の減税および廃止の実現

2017年4月に予定される消費税率の10%への引き上げを中止するとともに、税率を5%へ引き下げます。将来的に消費税は廃止します。

● 消費税の軽減税率

そもそも消費増税すべきではなく、増税に伴う軽減税率の導入は、裁量行政の拡大や政官業の癒着を招くおそれがあることから反対します。なお、税金は安くあるべきであり、民主主義の根幹となる「言論・出版の自由」を守るという趣旨から、増税が中止できない場合には、新聞と同様に、書籍など出版物にも軽減税率の適用を求めます。

● 法人税の減税

法人税（実効税率）を20%程度に大幅に引き下げ、

日本企業の国外流出を防止するとともに、外国企業の日本への進出を促進します。また、中小企業に対する法人税の軽減税率を引き下げます。なお、外形標準課税の拡大には反対します。

● 富裕層に対する課税強化の見直し （所得税の最高税率引き下げ）

所得税の増税は、勤労意欲や経済活力を削ぐことにつながるため見直します。最高税率を速やかに引き下げることで、稼ぐ力を持つ個人の働きを支援するとともに、海外からの富裕層の呼び込みにつなげます。

● 相続税・贈与税の廃止、遺留分制度廃止

相続税・贈与税は廃止します。また、遺留分制度を廃止し、親の老後の面倒をみる子供にメリットを与えます。

● 証券税制の見直し

株式投資は資本主義の活力を生み出すことにつながり、新産業の創出・育成の基盤となるため、積極的な株式投資の阻害要因となる株の配当課税・譲渡益課税を廃止します。

● 「安い税金」の実現

「安い税金」の実現に向けて、低水準かつ簡素な税体系の整備を進めます。将来的にはフラット・タックスを導入し、所得税、法人税を一律10%程度の低税率とします。

■財政

● 財政健全化目標の見直し

性急な財政再建は経済規模の縮小をもたらし、債務残高の対GDP比率を増加させることにつながりかねません。基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化に関する財政健全化目標の早期達成は見直し、名目5%超の成長の実現による自然

増収で、増税に依存しない財政再建を目指します。

● 社会保障費の総額管理による歳出の抑制

生涯現役社会の構築により社会保障費を抑制させるとともに、膨張を続ける社会保障費の総額にキャップをかけることで、財政規律の強化を図ります。

■ 金融政策など

● 大胆な金融緩和の継続

日銀に2~3%程度のインフレ目標の達成を求めるとともに、それに向けた大胆な金融緩和の継続を支持します。同時に、財政面からは、政府として国家ビジョンに立脚した公共投資などを実施し、需要創出を図ります。なお、マイナス金利は長期的には資本主義の精神を傷つけることから支持しません。

● 金融庁廃止・BIS規制の見直し

銀行の自由な融資判断を阻害する金融庁は廃止します。また、国際決済銀行(BIS)に対し、自己資本比率に関する基準の是正を求めます。

● 証券取引所の機能強化

取引時間延長など、証券取引所に対する市場の要望に積極的に応える取り組みを支援し、取引所の機能強化を実現します。

● メガバンクへの通貨発行権付与

メガバンクへの一定の通貨発行権の付与を検討します。

■ 規制緩和による自由の拡大

● 自由化政策の推進

大胆な規制緩和により、国民生活への政府関与を大幅に減らし、民間の自由を拡大します。都市開発や医療、保育、教育、農業など、あらゆる分野での経済活動の活性化を促します。

● 建築基準法などの規制緩和

建築基準法などの規制緩和を推進し、高層タワー型の居住施設の建設を容易にします。都市空間の高度利用に向けて空中権の売買を容易にし、不動産・建設市場の活性化を実現します。また、高層都市開発特区を設け、職住接近を実現する高さ

1000メートル級の多機能高層ビルの建設を検討します。また、都市部における容積率などの規制を緩和することによって、住居・事務所の床面積当たりの保有コストを削減し、良質な住環境・オフィス環境の提供を可能とします。

● 金融特区の設置

アジアの金融センターとしての機能を東京が取り戻すために、金融特区を設け、法人税などの減税や規制緩和を実施します。

● オリンピックに向けた国際都市づくり

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを日本経済復活の起爆剤とするため、海外からの投資や観光客の呼び込みに向けて積極的に取り組みます。外国人が住みやすく、外国・外資系企業がビジネスをしやすい環境を整備します。また、景観美の向上や災害対策として、主要都市における無電柱化を推進します。

● カジノ解禁反対

カジノは、国民の射幸心を煽り、自助努力の精神を損ないかねないばかりか、ギャンブル依存症の増加や、マネーロンダリング(資金洗浄)の温床となるなどの懸念があります。公益性の観点から、政府が推進すべき事業とは考えられないため、カジノ解禁に反対します。

■ 未来産業の振興

● 未来産業への大胆投資

高付加価値の未来産業(航空・宇宙産業、防衛産業、ロボット産業、新エネルギー開発など)を育成します。資金の調達方法としては、国債を発行するほか、官民ファンドを創設し、民間資金も活用します。

● 宇宙産業の振興

宇宙産業を振興するために、政府主導の開発計画を推し進めるとともに、民間の宇宙産業への投資減税政策を実施します。アジア最大の宇宙産業クラスターを形成し、産業間の連携促進によるシナジー効果を最大化させて、自動車に続く日本の次世代産業として育成します。日本として宇宙を新たなフロンティアとし、月旅行の実現を目指します。

● 防衛産業基盤の強化

防衛装備移転三原則に基づき、防衛装備の国際共同開発を進めるとともに、防衛技術への投資を積極的に実施し、日本の防衛力を強化します。また、防衛技術の民間転用促進により、防衛産業からスピアウトしたハイテク・ベンチャー企業を生み出し、産業競争力の強化、経済活性化にもつなげます。

● ロボット・テクノロジー産業の振興

ロボット・テクノロジー産業を日本経済の新たな国際競争力の源泉とすべく、政府として技術の国際標準化を推進し、日本企業・技術者に有利な国際環境を整備します。

● バイオテクノロジーの研究開発の実施

大胆な投資減税の実施により、バイオテクノロジーの研究・開発・普及を図ることで、同分野における最先端国家としての日本の地位を確立するとともに、世界の食糧問題などの解決に寄与します。また、バイオテクノロジー向けの投資ファンドを多数創出し、資金面からバイオ分野を支える人材も育成します。

● 産学連携プロジェクトの強化

未来産業の創出に向けて産学連携を促進します。大学発ベンチャーが競争力を持てるように起業支援などを充実させます。

● 起業家向け投資への税制優遇策強化

ベンチャー企業に投資する個人投資家への税制優遇制度を強化し、チャレンジを奨励する風潮を形成します。

■ インフラ整備

● 民間投資を活用したインフラ整備基本計画の策定

民営化やPPP（官民連携）などの民間活力を導入する政策を利用し、大胆な国内インフラ整備に向けた計画を立案します。インフラの投資・更新・運営計画について、政府がグランドビジョンを立案し、民間から具体的な運営計画の提案を募集することで、政官民が一体となり、強い国家の礎となる効果的なインフラ整備を実現します。

● 交通革命の推進

移動時間の短縮による「交通革命」を起こします。

2045年に予定されている東京－大阪間のリニア開通計画を国家プロジェクトとして大幅に前倒しするとともに、北海道から九州までのリニア整備計画を立案します。また、次世代超音速旅客機への投資を積極的に推進します。さらに、都市部の渋滞軽減と防災機能を強化するため、環状道路の早期全面開通、既存の高速道路の車線増設と重層化・地下化などを推進することにより、道路ネットワークを大幅に強化します。一般国道と同様に高速道路にも路線番号のナンバリングを行い、外国人にも直感的に理解しやすい道路ネットワークを構築します。

● 航空インフラ整備

東京国際（羽田）空港は首都の重要国際空港として、その機能を大幅に拡充・強化し、沖合再展開と京浜工業地帯の再開発により、滑走路をさらに2本程度増設します。これにより、羽田空港のハブ空港機能を一層強化するとともに、地方空港の利用率を向上させます。また、プライベートジェットやビジネスジェットの利用を容易にし、富裕層が来日しやすい環境を整備するとともに、国内の移動時間短縮により、経済活動を後押しします。

● 地方空港の経営力向上

非効率な運営状態にある地方空港の運営体制を民営化などによって見直し、一日の発着便数の大幅な増加を実現するとともに、24時間運営の経済センターとして空港を機能させます。その上で、地方自治体による財政支援に依存しない、地方空港を中心とした経済圏を創造します。

● ハブ港湾機能強化

海外の成長力を取り込み、わが国の持続的な成長を可能とするために、拠点となる主要港湾の機能強化に取り組みます。高速道路を港湾に直結し、港湾へのアクセスを強化します。

● 防災インフラの整備

自然災害に強い防災インフラを構築するために、大胆な公共投資を実施します。また、東日本大震災の際に不通になりがちだった通信網の整備を促進することで、スピーディーな情報伝達を可能とする体制を整えます。公共機関による災害時用の備蓄を拡充し、災害対応能力を強化します。

● 電波オークションの導入

競争入札方式で落札した事業者に周波数を与える電波オークションの導入により、電波利用の開放と効率性の向上を推進します。

■ エネルギー政策

● エネルギー政策の基本方針

“原発依存度低減”と“地球温暖化対策”を基調とする現行のエネルギー政策を抜本的に見直し、日本の安全保障と経済成長を支える強靱なエネルギー政策を確立します。

● 原子力規制の抜本的な見直し

原発の安全性を高めた上で、原子力エネルギーの利用を推進します。安全性が確認された原発は再稼働します。原発を速やかに再稼働できるよう、原発再稼働の障害となっている原子力規制委員会による規制のあり方、組織・権能について、以下の抜本的な見直しを行います。

- ① 原子力規制委員会による違法な行政指導の撤廃
原子力規制委員会の権限は、世界で最も厳しいと言われる新規制基準への適合性を審査することにあります。しかし、実際には田中俊一委員長が2013年に作成した私的なメモに基づいて、法的根拠なく、再稼働の可否を決めるような運用が行われていることから、直ちに「田中私案」の無効を確認し、違法な行政指導を撤廃します。また、田中俊一委員長の解任を求めます。
- ② バックフィット規制の是正、再稼働を進めながらの審査
過去に国が法令に基づき設置許可した原発に対して、新規制基準への適合性を再稼働の条件とすることは、法の遡及適用であり、私有財産の侵害にもなります。このため、民主党政権下で法的根拠なく停止された原発を直ちに再稼働し、再稼働を進めながら新規制基準への適合性審査を行います。ただし、安全上、真にやむを得ない場合には、法令に基づいて再稼働を禁止しますが、その場合には国が責任を持ち、事業者の損害を国家補償します。
- ③ 原子力規制委員会の改組
民主党政権下で環境省の外局として設置された、いわゆる「3条委員会」である原子力規制委員会を廃止し、規制基準の策定と適合性審査に権限を限定した「原子力安全委員会」を、経済産業省の「8条委員会」として設置します。これにより、経済産業大臣の責任で、安全を大前提とした原子力利用の推進を行うことを明確化するとともに、これまでの原子力行政で培われたノウハウや人材を、迅速な審査に活かします。

● 原子力政策への地方関与の見直し

国の安全保障に深く関わる原子力政策に地方公共団体の首長が介入することを防止するため、国の専権事項である原子力政策への地方の関与のあり方を見直し、国の強いリーダーシップでこれを推進します。

● 原発40年運転規制の撤廃、新增設の推進

科学的根拠のない原発40年運転規制を直ちに撤廃し、安全性を高めて延命化を図ります。また、原発の新增設を進め、次世代原子炉など新技術の研究・開発を推進します。

● 原子力損害賠償制度の見直し

原子力事業者に無限責任を課す現行の原子力損害賠償制度を見直し、万一の場合には国が責任を持って損害を補償するよう制度を改めます。

● 核燃料サイクルの確立、高速増殖炉の実用化

原発から出た使用済み核燃料の全量再処理を進め、核燃料サイクルの確立を目指すとともに、高速増殖炉の実用化を進めます。

● 高レベル放射性廃棄物の処分

高レベル放射性廃棄物の地層処分に向けた検討を進めるとともに、核物質を消滅する核変換技術などの開発を推進します。

● 原発輸出の推進

日本の優れた原子力技術を海外に積極的に輸出することで、世界のエネルギー供給と原発の安全性向上に寄与するとともに、強力な外交関係を築きます。

● 地球温暖化政策の抜本的な見直し

地球は温暖化と寒冷化を周期的に繰り返しており、人為的な温室効果ガスの排出が地球の気温上昇の主な原因であるとする仮説には、大きな不確実性があります。地球温暖化問題の本質は外交・経済問題であり、国際公平性の観点から、日本が特に重い負担を強いられる現行の地球温暖化政策を抜本的に見直します。

産業界への温室効果ガス排出規制は、日本の産業の国際競争力を低下させ、規制の緩い国への産業の移転を招き、雇用や所得の減少を招くことから、規制ではなく経済成長によりイノベーションを推進することによって、化石燃料依存度を低減します。

● 地球温暖化対策税の廃止

化石燃料に課税されている「地球温暖化対策のための税」を廃止し、国民負担を軽減します。

● 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の速やかな廃止

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）は、莫大な国民負担をもたらす一方、不安定な電源を増加させるためエネルギー安全保障に役立たず、温室効果ガス削減のコストが非常に高いことから、新規の受付を直ちに停止し、制度を速やかに廃止します。

● 電力システム改革の見直し

2016年4月から始まる電力小売全面自由化については、国民の選択肢が増え、競争によってサービスの向上が期待できる一方、欧州諸国においては、長期的には電力不足や電気料金の上昇が起きていることから、その影響を見極めつつ、当面は現政権の方針を維持します。

一方、2020年4月に予定されている発送電分離には多くの弊害があり、長期的には電気料金の上昇を招き、原発のような長期の設備投資が不可能となり、エネルギー安全保障の障害となることから、現政権の方針を見直し、電力会社の発電・送配電・小売の一体経営を維持しつつ、経営の効率性を高めます。

● エネルギー資源調達の多様化

中東における紛争や中国の軍事行動による南シナ海の封鎖などによって、日本への原油や液化天然ガス（LNG）の輸入が途絶することがないよう、自衛隊が日本のシーレーン（海上交通路）の安全を守るとともに、台湾、フィリピン、インドネシア、オーストラリア、インドなどとの強固な協力関係を構築します。

また、ロシアとのエネルギー資源外交を積極的に展開し、一定量の原油・天然ガスをロシアから輸入し、シーレーンにおける不測の事態に備えます。さらに、全世界に広く賦存し、低コストで、シーレーンの影響を受けにくい石炭については、今後もエネルギー安全保障の観点から輸入を継続し、日本の技術による高効率石炭火力発電を戦略的に推進します。

● 新エネルギーの開発促進

安定供給に資する新エネルギー（メタンハイドレート、海洋温度差、潮力、宇宙太陽光、次世代小型原子炉など）の研究開発や実用化を促進します。特に日本近海に豊富に賦存するメタンハイドレートの商業的利用に向けて、積極的な調査・技術開発を推進します。

また、今世紀後半の核融合発電の実用化に向け、若手の優秀な研究者・技術者を多数育成するとともに、大規模な国際研究開発拠点を日本に建設し、世界の英知を集め、2020年代後半に原型炉を建設することを目指します。

■ 雇用

● 職業教育への助成活動強化

求職者が就業機会を適切に生かせるように、スキルアップのための助成活動を強化します。

● 規制緩和

景気回復による雇用増加を前提に、雇用分野における規制緩和を行い、労働市場の流動化を進め、経済成長を促します。

■ 中小企業支援

● 中小企業向けの金融円滑化・事業承継制度の充実

中小企業が急激な市場環境の変化などに対応できるよう、金融支援の円滑な実施に向けて、民業圧迫とならないよう十分配慮しつつ、政策金融を強化します。また、事業承継の更なる円滑化を図るため、事業承継税制の抜本的な見直しを行います。

■ 地方の活性化

● 交通革命による活性化

新たな産業創出を促すための環境整備を行うとともに、リニア新幹線などによる交通革命を進めます。これにより地域間格差の解消や地方活性化につなげます。

● 税制優遇による活性化

地方での起業や企業の地方移転を促すための税制優遇を検討します。

■東北復興

●早期帰還の実現

福島第一原発事故に伴う避難住民の早期帰還に向け、放射線量がすでに低く、居住可能な区域に対しては避難指示を解除します。その際、インフラ復旧を急ぐとともに生活支援策を講じます。

●除染目標の見直し

年間100ミリシーベルト以下の被ばくによる健康への影響は疫学的には認められていないため、長期的な除染目標である年間1ミリシーベルトを大幅に緩和します。また、食品中の放射性物質の基準値を見直します。

●放射線に関する正しい知識の普及

風評被害の原因となり、被災地への早期帰還の妨げともなっている放射線への過剰な恐怖心を取り去るべく、正しい知識の普及に取り組みます。

●復興関連増税の廃止

東日本大震災を受けた復興予算は多額の無駄な支出を生み出していることから、その財源の一つである復興関連増税を廃止します。復興関連事業を徹底調査し、不必要な事業の停止措置を講じるとともに、被災地における減税措置のための財源に転換します。

■国際政策

●TPP参加による成長力強化

TPP（環太平洋経済連携協定）参加を通じて、日本経済の成長力を強化するとともに、途上国の生産物を購入することで他国の経済成長を促し、アジア太平洋地域の繁栄確保に貢献します。また、TPPにより日米主導の経済秩序を構築し、対中包囲網を形成します。

●高度人材や富裕層などの外国人受け入れ、移民受け入れ

移民受け入れに向けた制度設計を行います。総枠での受け入れ数を定めるとともに、国籍別の受け入れ枠を設けることで、特定国への偏重や反日国からの移民を制限します。また、高度人材や日本への一定額以上の投資を行う富裕層への日本国籍の取得要件の緩和を検討します。国籍取得時には日本国への忠誠を条件とするなど、日本国民とし

ての自覚・誇りを育成します。なお、外国人・特別永住者への参政権付与には反対します。

●外国人への日本語教育の充実

優れた外国人労働者の受け入れに向けて、本人および家族向けに日本語の学習環境を整備します。その際、公立学校の空き教室などの公共施設の有効活用を図ります。また、日本国外に業務に必要な知識や日本語などを教える専門学校を設立します。

●知的財産権保護に関する国際的な監視強化

模倣品や海賊版による知的財産権侵害を防止するために、日本政府として国際社会に対し、さらなる監視強化を働きかけます。産業スパイなどについても監視を強化し、外国企業・外国政府による知的財産に対する侵害行為を防止します。

●開発途上国の資本市場制度整備の支援

途上国における資本市場の適切な発展を促すため、日本政府として市場の制度設計および運用などへの教育支援を実施するとともに、日本のビジネスマンが働きやすい環境を整えます。

●インフラ輸出の拡充

新幹線、原発、高効率石炭火力発電所、製鉄プラントなど国際的なインフラプロジェクトに対し、日本政府のトップセールスによる権益確保に取り組みます。相手国と連携しつつイニシアティブを発揮し、日本企業がグローバルに活躍できる経済環境づくりに取り組みます。また、アジア開発銀行（ADB）の利便性を向上させることで、中国主導のアジアインフラ投資銀行（AIIB）による途上国への影響力拡大を抑制します。

●国際通貨危機時における日本の対応

国際通貨危機時などに際しては、経済大国としてのリーダーシップを発揮し、日本の経済力に見合った対応を実施します。ただし、国際機関の日常的な活動への拠出金は削減し、新興国も含めた経済力を有する国々に応分の負担を求めます。

●国際的なM&Aを阻害する規制の調査・廃止

国際的なM&A（合併・買収）により積極的に海外展開する企業に対して、日本政府としてM&Aの前提となる相手国の諸規制について調査し、当該規制が合理性を欠くものであれば相手国に対して廃止を求めます。

● 円の基軸通貨化

国家戦略として円の国際化を進め、基軸通貨化を目指します。アジアにおける円建て決済の促進に取り組むほか、円を原油決済通貨に用いることを検討します。

■ 農業

● 農業の生産性・競争力向上

農業生産を増大させることにより、食料自給率を向上させ、食糧安全保障を強化します。農地取得に関する規制を見直し、農業に個人や株式会社が自由に参入できるようにします。生産調整（減反）や過度の補助金の廃止、大規模化の推進により農業の生産性を高め、国際競争力を向上させます。

● 農協改革

農業活性化に向け、農協法を改め、農協間で競合できる環境を整えます。全国農業協同組合中央会（JA全中）の廃止を含め、中央会制度のあり方を抜本的に見直します。競争環境の整備に向けて、全国農業協同組合連合会（JA全農）の株式会社化や、信用・共済事業の分離・株式会社化を進めます。

● 最先端の農業・漁業システムの導入促進

植物工場や養殖工場などの最先端システムの導入促進により、農林水産業の生産性を飛躍的に向上させるとともに、新たな雇用の創出につなげます。世界人口100億人時代を見据え、農業技術の向上を図ることで食糧問題の解決に貢献します。

■ 林業

● 林業の成長産業化

山林の集約化を進めるとともに、伐採・再造林の仕組みの構築や人材育成などを行うことにより、林業の成長産業化を図ります。

■ 漁業

● 日本漁業の復活

日本漁業衰退の要因である乱獲に歯止めをかけるため、漁業者や漁船毎に漁獲可能量を定める「個別割当（IQ）方式」の導入を進めます。また、水

産資源への消費者の意識向上を図るため、持続可能な方法で漁獲・養殖した水産物であることを示す「水産エコラベル」の普及・促進を図ります。

II 外交・防衛

軍事的に膨張する中国、核ミサイル保有を急ぐ北朝鮮など、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。こうしたなか、幸福実現党は国家・国民を守り抜くために、日米同盟を強化しつつ、「自分の国は自分で守る」を基本とした「自主的で強靱な防衛力」の構築に向け、憲法9条の改正はじめ、国防強化に取り組めます。

■ 憲法9条改正及び適用除外

● 憲法9条改正および憲法9条適用除外

憲法9条を改正して防衛軍を組織します。憲法改正までの間は、現行憲法前文にうたわれた「平和を愛する諸国民」とは言い難い中国、北朝鮮のような国家に対しては、憲法9条の適用を除外するものとします。

■ 国家安全保障体制の整備

● 法整備

国家安全保障に関する基本理念や基本方針などを定めた法律を制定し、平時からのわが国の安全保障体制を盤石にします。大規模災害や有事への対処を定めた緊急事態法を制定します。

● 平時の自衛権の行使

領海・領空侵犯対処能力を強化するため、武器の使用基準を緩和するなど平時の自衛権の行使を見直します。

● 自衛隊法のポジティブリストからネガティブリストへの転換

自衛隊法など防衛法制を見直し、自衛隊の行動・権限規定をポジティブリストから国際基準であるネ

ガティブリストに改めます。

● 安全保障上重要な土地取得への規制強化

防衛施設周辺などの安全保障上重要な土地の取得を規制します。

● スパイ防止法の制定

我が国の国益を損ずるに値する活動を取り締まるため、「スパイ防止法」を制定します。

■ 防衛力の再構築

● 日米一体となった拒否力・打撃力の構築

日本の国土防衛と米国の作戦の基本的考え方を一体化させた防衛力を構築します（日本の南西防衛と米国の対中A2ADネットワークの構築との一体化）。また、国土全域にわたる対ミサイル防衛、対ゲリラコマンド防衛などの再構築を行います。特に一挙に多数のミサイルによる攻撃などに対応するため、対ミサイル防衛（MD）を維持しつつ、レーザー、マイクロウェーブ、レールガン兵器開発を日米共同で速やかに着手し早期に装備化します。さらなる防衛力の強化のために潜水艦、特に原子力潜水艦、小型巡航ミサイル艦、対艦弾道ミサイル、国産ステルス戦闘機などを開発し装備化します。また、中国の太平洋を二分するという将来の覇権の確立を阻止するため、米国の軍事力の補完として、本格的空母などの保有について検討します。

● 米国の核抑止力の強化

核抑止力の信頼性を向上させるため非核三原則を見直し、米国の核の持ち込みを可能とします。政治レベルから自衛隊レベルまでの協議を推進し、国内の認識を一致させます。日米間の各レベル協議を推進し、具体的な核抑止の方法や使用基準などを日米作戦計画へ反映させます。

● 自衛隊の宇宙対応能力の強化

自衛隊の宇宙対応能力を抜本的に強化するため、専門部隊を早期に創設するとともに、早期警戒衛星の導入などを進めます。

● 国土の防衛の強靱化・抗堪化

南西諸島の拠点化を推進し、地下化によって抗堪力を高め、港湾機能を強化します。

有事のみならず大災害などにも極めて重要な、官民一体となった海上・航空・陸上の統合輸送体制

を構築します。西日本に南西諸島防衛のための一大兵站基地を建設します。全国に国民を守るシェルターや地下の避難施設などを構築します（平時は備蓄や民生に利用）。平時から自衛隊及び米軍作戦機による民間飛行場などの使用を可能とするとともに、弾薬、燃料などの分散備蓄を行います。

● サイバー攻撃、テロリズムへの対処

サイバー攻撃、テロリズムなどに一元的に対処する危機管理庁を設立し、危機管理体制の強化を図ります。サイバー空間防衛に取り組み、事案によっては自衛権を発動し、サイバー攻撃による反撃を可能とします。原子力発電所などの重要施設、鉄道・空港などの重要な交通インフラなどへの警護体制を強化します。緊急事態への対応能力の向上に向け、NBC（核・生物・化学）テロ防御の充実やSAT（特殊急襲部隊）拡充などを図ります。

■ 日米同盟の強化、国際的な防衛協力体制の構築

● 日米同盟の強化・集团的自衛権の行使容認

日米同盟を強化し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に貢献します。安保関連法により抑止力が強化されたことに伴い、世界標準的な集团的自衛権の全面的な行使を可能とする法整備などを進めます。

● 国際的な防衛協力体制の構築

日米同盟を基軸としつつ、国際的な防衛体制を構築します。

■日米同盟の強化・深化を図ります。■フィリピン、インドネシア、マレーシア、カンボジア、タイの能力向上支援のみならず、必要とされる武器の輸出も可能とします。■台湾とは、日台関係基本法を制定し、協力関係を強化します。■インドやオーストラリアとは経済のみならず、防衛協力を推進させます。■ロシアやモンゴル、中央アジアとは広範囲な協力信頼関係を構築します。

■ 朝鮮有事への対応

● 朝鮮半島有事の際の邦人保護プログラムの策定

朝鮮半島有事などの際の邦人救出を可能とする法整備を行うとともに、邦人保護プログラムを策定します。また、難民への対応を検討します。

● 敵基地攻撃能力、核兵器などの保有

北朝鮮の核ミサイルに対処する法を定め、巡航ミサイル、航空機などによる敵基地攻撃能力を保有

します。また、北朝鮮による核攻撃の危険性が現実となりつつあることを日本の存立の危機と捉え、核抑止力として速やかに極超音速滑空ミサイルなどの日米共同開発に着手するとともに、自衛のための核兵器の保有も選択肢として検討を開始します。

■グレーゾーン対処

● 領域警備法の制定

領域警備法を制定します。国家主権に対する侵害を排除するための必要な武器使用を認め、海上保安庁、警察に領域警備の任務を付与します。離島に漁船避難所の建設などを進め、また有人島の警察官の人数や装備を見直し実効支配を強化します。

● 海上保安庁の強化

海上保安庁の予算や人員、装備の拡充強化を図ります。

■防衛費の倍増

● 防衛費倍増による抑止力強化

中国・北朝鮮の脅威の増大、米国の作戦思想の変革を受け、自主的な防衛体制を再構築するため、防衛費を先進国の標準である現状の2倍以上に引き上げ、10年以上はこの体制を維持します。具体的には、防衛任務の遂行に必要な人員、装備、弾薬などを確保するとともに、新たな兵器を早急に開発・装備化します。また、財源としては「国防債」も検討します。

■防衛産業投資

● 防衛産業基盤の強化（再掲）

防衛装備移転三原則に基づき、防衛装備の国際共同開発を進めるとともに、防衛技術への投資を積極的に実施し、日本の防衛力を強化します。また、防衛技術の民間転用促進により、防衛産業からスピンアウトしたハイテク・ベンチャー企業を生み出し、産業競争力の強化、経済活性化にもつなげます。

● 技術者の保護

防衛産業に従事した技術者に対し国として情報管理するとともに、定年後の活躍の場をつくります。

■戦略的な外交の展開

● 米軍普天間基地移設

米軍普天間基地の辺野古への移設を日米合意通りに進めます。

● 外交・安保に関する国の権限の明確化

外交・安全保障の問題が、地方自治体の意向や選挙結果に左右されることを防ぐため、地方自治体の許認可権限を見直し、国の専権事項であることを制度上、明確化します。

● 沖縄米軍基地の維持・強化に向けた支援実施

米軍基地及び自衛隊へのオスプレイ配備を推進するとともに、中国への牽制機能としての米軍基地の日本への駐留維持に力を注ぎます。

● 情報分野における日米の関係強化

特定秘密保護法を堅持するとともに、カウンターインテリジェンス機能の強化を通じて、米国などの海外情報機関との連携を進めます。安全保障に関してトップが質の高い判断を行えるよう、日米の情報機関による適切な情報交換のための仕組みを整備します。

● 宇宙分野における日米軍事協力の関係強化

宇宙空間における各国の軍事的な展開に対し、日米同盟を機軸とした安全保障体制を構築します。宇宙に関する包括的日米対話を通じて、宇宙を活用した海洋監視、宇宙空間における活動の透明性確保だけでなく、宇宙空間における日米軍事協力のロードマップを策定し、宇宙空間における軍事交流を活発化させます。

● 米シンクタンクへの日本人研究者の輩出

米国の外交・安全保障政策に影響を与える有力な米国シンクタンクに日米協力を推進するための研究機能を設置・強化するよう働きかけを行います。米国の意思決定に影響を与えるために、有力な米国シンクタンクへの日本人研究者の輩出体制を強化し、日米の人的ネットワークの強化を行います。

● 拉致問題の早期解決

北朝鮮による拉致問題の早期解決に全力を尽くし

ます。日本人拉致被害者はもとより、諸外国に対する拉致問題についても警鐘を鳴らし、北朝鮮による国家主権の侵害行為についての国際広報を推進します。また、北朝鮮の統治状況について国際社会に理解を広め、同国に対する制裁強化の正当性を訴えます。

● 脱北者への社会復帰支援プログラムの策定

脱北者の社会復帰に向けたプログラムを策定し、北朝鮮の人々が自由の下で暮らせる環境構築を支援します。北朝鮮住民向けのラジオ放送をはじめとする情報提供施策の強化により、同国の非人道的な体制についての問題意識を啓発し、北朝鮮内部における自由社会の待望論を喚起します。

● 韓国の日本企業への不当提訴への対応

戦時徴用をめぐる新日鉄住金などへの韓国側の不当な裁判に対し、断固たる抗議を行います。また、「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」のような反日的な法律を撤廃しない限り、今後、日本政府として通貨スワップなどの経済協力を行わないことを検討します。

● 朝鮮総連への監視強化

北朝鮮の強い影響下にある朝鮮総連の活動への監視活動を強めます。北朝鮮本国への国際的な金融制裁の強化を求めると同時に、日本国内から北朝鮮への送金活動を全面的に禁止し、迂回送金などの徹底的な摘発に努めます。

● 日米韓共同の朝鮮半島統一プログラムの策定

北朝鮮崩壊による北東アジア情勢の不安定化を防止するために、日米韓による朝鮮半島の平和的な統一プログラムを策定します。南北統一による非核化、反日的な政治姿勢の是正などを確認した上で、北朝鮮の体制移行をスムーズに進めるための支援を実施します。

● 中国の人権状況の調査・公表

中国の人権状況を調査して、国際社会に中国の横暴による自由の危機を訴えるとともに、中国の民主化を促します。

● 中国の民主活動家支援

中国の民主活動家が国際的な支持を獲得できるよう、日本政府として支援活動を実施します。

● 中国への信教の自由尊重の働きかけ

中国政府が宗教への弾圧を停止し、信教の自由を

無条件に保障するよう、国際社会への働きかけを強めます。日本が主導し、中国政府に対して信教の自由の尊重を求める共同声明を関係各国で発出します。

● 中国国内での人権擁護活動への支援

チベット・ウイグル・内モンゴル地域における著しい人権侵害を是正するために、同地域における侵害状況を国際社会に知らしめるとともに、人権擁護活動団体への積極的な支援を実施します。

● 香港の民主化勢力への支援

香港の民主化勢力を支援するとともに、言論・出版の自由を守るため、国際世論の形成に尽力します。中国共産党による不当な弾圧を防止するために、政党法の制定はじめ、民主化勢力の政治的独立性の担保に向けた取り組みを支援します。

● 中国の国外投資に対する国際規制強化

政府機関による国際的な投資・援助に際しては、受入側の政府のガバナンス向上を国際的なルールとすることで、人権上問題を有する国への中国の投資活動を抑制します。また、アフリカの紛争などを激化させる中国の小型武器の売却について国際的な規制強化を主導します。

● 中国の不透明な政治経済活動の是正要求

中国における自由な経済活動を保証する体制を構築するために、同国の政治経済状況の透明性を強化するように国際社会に働きかけます。特に、共産党幹部の海外資産状況の公開などを行う活動を支援し、同国の政治腐敗を明らかにすることで、中国国民自らの自浄作用を促します。

● 中国へのセキュリティサービスの進出

中国本土における日本企業のビジネスに対する反日活動などによる被害を防止するために、日本のセキュリティサービスの事業進出を積極的に支援し、日本企業の財産を守る体制を構築します。特に自衛隊OBなどを活用した事業展開を図ることで、有事の際も適切に行動できる体制を作ります。

● 対中ODAの廃止

中国に対するODA（政府開発援助）を廃止します。

● インド・豪州・東南アジア諸国などとの連携強化

中国の海洋進出を念頭に、インド、オーストラリア、東南アジア諸国、島嶼国などとの連携強化を図ります。インドとの外交面・軍事面の協力を推進し、

日印同盟の締結を実現します。また、各国との合同軍事演習の実施や日本製の防衛装備品輸出などを通じて安保協力を進め、対中包囲網を形成します。

●台湾への経済・軍事的な支援拡充

日台関係に関する基本法を制定し、台湾との関係を強化します。日台FTAを締結して経済関係を強化するとともに、台湾のTPPへの参加も支援します。また、台湾への武器供与を行うなど、安全保障面での関係も強化します。

●アジアの平和構築に向けた会議体の設立

東南アジア地域の軍拡による政治的・経済的な不安定化を防止するために、アジアの平和構築へ向けた会議体を創設し、日本がリーダーシップを発揮します。中国についても不透明な軍事費増加を是正することをアジアの総意として要求し、中長期的なアジア地域の平和構築のための仕組みを整えます。

●アジアの近現代史観に関するプロジェクトの発足

欧米列強の植民地支配からアジアを解放し、人種差別政策を打破した日本の役割について再検証する国際的なプロジェクトを発足させます。同プロジェクトには、事実無根の南京事件や慰安婦問題はもとより、東京大空襲や広島・長崎への原爆投下による民間人の大量虐殺などについて、東京裁判史観によらない公平中立な立場からの研究を求めるものとします。

●ロシアとの関係強化

対中包囲網形成のために、ロシアとの関係を強化し、平和条約の早期締結、北方領土返還を実現します。また、ウクライナ問題を契機とするロシアの孤立化が中ロ接近を招かないよう、日本としてロシアと米欧との橋渡しを行う外交を展開します。

●ロシア極東への投資促進

ロシアの極東地域への投資を活発化させます。既に地方レベルで検討されている環日本海経済圏に基づく経済政策を国家プロジェクトとして立ち上げることで、地域経済の活性化を図ります。また、シベリアの資源開発権益を確保することを通じてエネルギーの安定供給を図ります。

●モンゴルや中央アジアとの関係強化

経済交流や文化交流などの拡大を通じて、モンゴルや中央アジアとの関係を強化します。

●アフリカなどへの農業技術援助

世界の人口増加による食料危機に対処するため、アフリカなどへの農業生産に関する支援を通じて、世界の飢餓を克服するための食料生産基地とします。特に農業生産品の品質改善に力を注ぐことで、日本の消費者が満足する農業生産品を生み出します。農業生産品の貿易関係を拡大することで日本とアフリカ諸国の友好関係を深めます。

●国連安保理常任理事国入りの実現

ドイツなどと連携し、日本の安保理常任理事国入りを目指します。また、国連憲章中の旧敵国条項の削除を実現します。国際社会の平和と安全を脅かす中国については、安保理常任理事国からの追放を提起します。同政策を推進するために、国連加盟国に対して民主化条項を求めるものとし、同条項への賛同の有無を国連内での地位を得るための評価基準に組み入れるように主張します。日本の主張が認められない場合、国連分担金の大幅な削減を求めます。

●国際機関スタッフへの日本人輩出強化

国際連合をはじめとした国際機関のスタッフに、日本政府として積極的に人材の育成および送り込みを図ります。特に各国際機関の中心的なポストを確保することを目標とし、ポジションの確保を外交目標として指標化し、日本の国際的なプレゼンスを定量的に評価・改善できる取り組みを推進します。また、国際機関の日本誘致を積極的に実施します。

●ODAの戦略的实施

日本はもとより国際社会の平和・安全の確保を図る観点から、ODAを戦略的に実施します。

●難民支援

シリア難民問題が国際社会の課題となるなか、日本として朝鮮半島有事など難民が日本に押し寄せる事態も想定し、難民の受け入れを含めた支援策を検討します。

●中東和平への貢献

中東地域の恒久的平和の実現に向け、西洋世界とイスラム世界の相互理解を図るため、日本が両者の懸け橋としての役割を果たします。「イスラム国」拡大の要因には、シリアやイラクでのイスラム教スンニ派に対する弾圧が挙げられることから、自治権をスンニ派に対して与えるよう国際社会に提

起するなど、日本が調停役を果たします。

■歴史認識の見直し

● 対外情報発信の抜本強化

歴史認識や領土をめぐる日本の主張について国際的な共有を図るため、対外的な情報発信力を抜本的に強化します。

● 中韓両国による反日宣伝に対する監視強化

南京事件や慰安婦問題は歴史の捏造であり、中国や韓国による反日的な広報外交に対し、日本政府としての確かつ瞬時にカウンター外交を展開します。海外での反日的な施設開設や慰安婦像設置などに対する徹底的な抗議を行い、慰安婦像の撤去を働きかけるほか、在外公館による監視を強化します。また、中国による「南京事件」資料のユネスコ記憶遺産登録の撤回、慰安婦問題に関する資料の登録阻止に向けて力を尽くします。ユネスコに対しては、記憶遺産の登録手続きに関する透明性向上などの改革を求めます。

● 河野・村山・安倍談話の撤回、新政府談話の発出
河野・村山・安倍談話を撤回するとともに、歴史認識をめぐる日本の名誉を回復するために、幸福実現党が掲げる「大川談話—私案—」をベースとした公式談話を発出します。また、2015年12月の慰安婦問題に関する日韓合意の見直しを求めます。

III 教育改革

教育による人づくりは国家の礎です。幸福実現党は、文部科学省による国家統制型の教育を改め教育の自由化を推進するとともに、教員の資質を向上させ、多様で質の高い教育を実現します。国際競争力の強化に向けて、学力向上を図るとともに、道徳・宗教・歴史教育を充実させ、子供たちの豊かな人間性と愛国心を育みます。また、子供たちが安心して学校に通えるよう、いじめ対策を強化します。

■文部科学省改革

● 自由で多様な教育の実現

文部科学省の教育行政により、わが国の学校現場には、学力低下や深刻化するいじめ、自虐史観による教育など、さまざまな問題が広がっています。幸福実現党は、青少年の教育環境を整えるために、学校教育に宗教的バックボーンを入れ、自助努力の精神、愛や寛容の心などを教えます。国家統制型の教育行政を改め、教育の自由化を推進し、多様で活力ある教育を実現します。文部科学省の組織・業務については抜本的な見直しを行います。

■教育の自由化・学校制度改革

● 教育内容の向上

土曜授業を復活させ、教育内容と授業時間をゆとり教育導入以前の水準に戻します。

● 学校設立の自由化

学校設立の自由化を進め、学校の設立主体要件や学校設置基準に関する規制を大幅に緩和します。塾を学校と認めるなど、多様な教育を選べるようにします。

● 全国学力テスト結果の全面的な公表実現

全国学力テストの実施および結果の全面的な公表を実現することで、学校間の競争を促します。

● 公立学校における飛び級・飛び入学制度の導入

学習の習熟度に応じて飛び級・飛び入学を認める制度を導入し、能力の高い学生がチャンスを早期に得られる環境を構築します。

● 教育バウチャー制度の早期導入

教育バウチャー制度の導入により、家庭における教育の機会均等を実現しつつ、競争による学校経営のサービス向上を促します。併せて、教育バウチャーが有効に機能する環境も整備します。

● 公立学校経営層、事務スタッフの民間人材の採用

公立学校経営層および事務スタッフに民間人材の採用を推進します。経営目標を達成するための意識の高い人材を学校経営の現場に送り込むことで、教員が教育活動に専念できる環境を整えます。

● 公立学校責任者への予算・権限委譲

公立学校責任者への予算・権限の大幅移譲による、学校独自の教育プログラムの策定・実施を推進します。

● 公立学校の施設管理の見直し

公立学校の施設管理・設備更新などを適切に行うことを念頭に、将来的に予想される更新投資の金額を把握し、そのための施策を準備・実施するプロパティマネジメントの発想を導入します。マネジメントの手法を地方自治体に徹底させることで、学校をはじめとした更新投資の適正な運営を実施します。

● 教育委員会制度の見直し

教育行政の責任の所在をより明らかにし、学ぶ側の立場に立った判断ができるよう、教育委員会制度の廃止も含めた抜本的な見直しを検討します。

■ 教員改革

● 教員免許を有しない優れた人材の教員登用推進

教員免許を有しない知識・経験に優れた人材の教員登用を容易にします。現在は都道府県教育委員会によって授与されている特別免許を各学校の判断で付与できるようにします。

● 不適格教員の排除徹底

教員の勤務評定制度の見直しなど、不適格教員の排除に向けた仕組みを検討します。また、不適格教員数の把握および免職をスムーズに行うことで、公教育として、納税者に対する説明責任を果たします。

● 教員の違法な政治活動の規制強化

教員による違法な政治活動に罰則を設けます。教員の労働力および勤務時間を教育活動に振り向けることによって、保護者や生徒本位の教育環境の再構築を図ります。また、選挙制度の改革により選挙権を得た18歳以上の学生に対する特定のイデオロギー教育が行われないよう対策を進めます。

● 師範教育の復活

人格的、学力的に優れた教員を養成するために、大学の教育学部の在り方を改めるとともに、師範学校の創設を検討します。

● 組合制度の廃止

教員への極端なイデオロギーの押し付けを防止し、教師は労働者ではなく「聖職者」であるという、誇りと資質を取り戻すために、教員の組合制度の廃止に向けて検討を進めます。

● 国歌・国旗

式典における国歌斉唱や国旗掲揚を徹底します。

■ いじめ対策

● いじめ対策の強化

「いじめ防止対策推進法」は、いじめを放置・隠ぺいするなどした教員や学校への罰則が設けられていないため見直します。また、認知しづらいインターネット上のいじめについて、関係諸機関との連絡を密にすることで、徹底した防止活動を実施します。

● 善悪の価値観教育の充実

「いじめは犯罪」という価値観を社会に広め、善悪の価値観を教えていく道徳・宗教教育の充実を図ります。

■ 道徳教育・宗教教育

● 道徳教育・宗教教育の充実

善悪の価値観や正義、自助努力の精神、愛や寛容の心などを教える道徳教育、宗教教育を充実させ、神仏を敬う心や宗教的情操を育みます。これにより、信仰を持つことが常識である国際社会のなかで相互理解を図る能力を養います。

● 「特別の教科 道徳」の教科化に向けて

「宗教的情操教育」や様々な価値観を教える教育を充実させるとともに、全ての教員が適切な授業ができるような教員養成プログラムの充実を図ることで、道徳教育を「人格の完成」を目指す教育制度の要とします。

■ 歴史教育

● 過去の偉人について学ぶカリキュラム創設

歴史上の偉人に関する学びを深めるカリキュラムを学校教育の中に創設し、志高い人材を育成します。

● 史実に基づく歴史教育の実施

日本人としての愛国心が持てる歴史教育を行います。自虐史観を排した、正しい歴史認識に基づく教科書づくりを促すために、中国、韓国に配慮す

る「近隣諸国条項」の撤廃など、教科書検定制度を抜本的に見直します。

● 国益に関する教育の充実

歴史認識や領土・主権など、国益に関わるテーマについて正しい認識を培い、自国の立場を諸外国に対して説明できる能力を養います。

● 日本の神話を学べる歴史授業

日本人のルーツや愛国心を養うための神話教育の充実を図ります。

■ プログラム改革

● 公立学校での習熟度別学習の本格的な実施

公立学校での習熟度別学習の本格的な実施により、全生徒一律の授業から個別の生徒の学習進捗状況に応じたきめ細やかな授業に移行します。従来までの学習指導要領ではなく、民間の塾経営のノウハウなどを活用し、綿密な学習状況の把握・改善を実施できるようにします。

● 英語教育の充実

日本の国際化を促すとともに、世界に貢献する国際人材の育成・輩出に向けて、英語教育を充実させます。英語能力の習得状況の正確な把握・改善のために、TOEFLなどの外部評価機関の試験を活用します。

● 企業家教育、投資教育の充実

企業家教育、投資教育を充実させ、企業家精神やリスク管理などについて学べるようにします。経済環境に対する理解を深めることで、日本と世界の発展に貢献する企業家を輩出する土壌をつくります。

● 適性に応じた専門教育の実施

専門教育に分岐可能な幅の広い教育体系を構築し、中学までに適性が見えてきている生徒については、本人に合った職業教育を受ける選択肢を用意します。

● 教科書検定制度の見直し

業者と教員、教育委員会の癒着を防止し、子供たちのためになる教科書を選定できる新たな仕組みづくりを早急に検討します。

■ 教育投資

● 奨学金の拡充など

未来への投資として、GDPに占める教育分野への公的支出割合を引き上げ、高等教育に関する奨学金制度を拡充することなどを検討します。また、奨学金の原資となる寄付への税制優遇拡大を検討します。

IV 社会保障

世界最速で少子高齢化が進む日本社会。低成長が続く一方で、肥大化する社会保障費は財政を圧迫しています。また、社会保障の充実が老後の政府頼みを助長し、少子化を促進している面も看過できません。そこで、高齢者が75歳ぐらいまで生きがいを持って働ける「生涯現役社会」を実現しつつ、社会保障制度を抜本改革し、家族の支え合いを支援する制度設計を行います。

■ 生涯現役社会

● 生涯現役社会の構築

景気回復に伴う雇用増加を前提に、高齢者向けの仕事を増やし、75歳ぐらいまで生きがいを持って働き続けられる社会を実現します。これにより健康の維持・増進を促し、医療・介護費の抑制につなげます。

● 高齢者雇用に対する税制優遇措置

高齢者雇用を進める企業に対して、税制優遇を図るとともに、高齢者による起業を支援します。

● 高齢者支援関連技術の開発促進

高齢者が仕事で使いやすい事務機器や、肉体諸機能の衰えをカバーする機器の開発を促進します。高齢者支援関連技術への投資などに対する税制優遇も検討します。

■家族の結びつきを強める税制改革

- **相続税・贈与税の廃止、遺留分制度廃止（再掲）**
相続税・贈与税は廃止します。また、遺留分制度を廃止し、親の老後の面倒をみる子供にメリットを与えます。
- **多世代同居・近居世帯に対する減税措置の実施**
多世代同居・近居世帯に対して減税措置を実施します。家族の同居・近居を促進し、家族の絆を強めるとともに、介護や子育てに対する社会的なコスト負担を軽減します。

■少子化対策、子育て支援

- **人口増への政策総動員**
人口減少局面を迎えるなか、人口増に転じさせるためにあらゆる政策を総動員します。
- **インフラ整備**
住宅、教育、交通、保育所などの社会インフラを充実し、安心して平均3人の子供を持てるようサポートします。子供を生み育てやすい環境を整備するとともに、高度人材を中心とする外国人の受け入れを進め、当面、人口1億5千万人を目標とします。外国人受け入れは国防や治安への影響、国家戦略との整合性などを踏まえつつ行います。
- **3人以上の子供を持つ家庭への各種優遇措置**
3人以上の子供を持つ家庭に対して、税制優遇などを検討します。子供を3人以上育てた女性が生活苦に陥ったり、晩年に不運に見舞われたら、政府が生活を支援します。また、所得税の世帯課税も検討します。
- **里親制度・養子縁組の奨励**
里親や養子縁組制度を奨励します。両親がいない児童や、両親と暮らすことが困難な児童が家族の愛情を感じられるような社会づくりを行います。同時に、子供が欲しい家庭、子供を育てたい家庭をサポートします。
- **不妊治療などへの支援**
子供を産むことを希望する人が、経済的負担を理由に諦めなくてもよい社会を目指します。不妊治療については、保険適用拡大も含め公的支援の拡充を検討します。また、不育症に関する認知度を高めるとともに支援拡充を検討します。

●保育分野の規制緩和

保育分野の規制緩和を積極的に推進し、待機児童の解消を図るとともに、利用者ニーズに合わせたサービスを選択できる環境を整えます。

●事業所内託児施設支援など

事業所内託児施設の設置をさらなる税制優遇で後押しします。託児施設と老人福祉施設の一体化施設の設置に対しては、税制優遇の拡充を検討します。

●家事支援

日本国内でのベビーシッターや家政婦、介護職への就業を希望する外国人の受け入れを拡大します。また、ベビーシッターや家政婦などを雇いやすくするため税制上の支援を行います。介護ロボットや家事ロボットの開発を推進します。

■年金制度

●支給開始年齢の引き上げ

景気回復に伴う雇用増加を前提として、公的年金の支給開始年齢を75歳に段階的に引き上げます。75歳定年制社会への移行を目指します。

●賦課方式制度廃止による公的年金清算計画の策定

賦課方式による公的年金制度の破綻を見据え、清算計画を策定します。これまでに払い込まれた金額分に応じて、譲渡性を持たせた「年金国債」の発行などを検討します。若年世代については新たな積立型年金制度を検討するなど、国民の理解が得られる形での抜本改革を行います。

■年金支給がないと生活が困窮する高齢者に対しては、年金積立金を原資に支給を続けます。■老後の生活に心配のない人には、これまで払い込んだ年金保険料の金額に応じて、譲渡性を持たせた「年金国債」（永久国債）の発行を検討します。■払い込んだ年金保険料に加えて、さらに出資した人には、「国家未来事業債」の発行を検討します。追加の出資分は、インフラ整備など国家プロジェクトに充当します。■若年世代については、加入を自由とする新たな積立型年金制度を検討します。

●民間による積み立て型年金への移行促進

若年世代向けに公的年金制度を積立型の制度として再設計するとともに、民間事業者による積立型年金の活用を奨励し、多様な選択肢から国民が自らにとって最適なサービスを選択できるようにします。

● 高齢者へのセーフティネット提供

公的年金の抜本的な見直し後も、身寄りがいない高齢者や老後資金の乏しい高齢者が、人間としての尊厳を保ちつつ、老後を送ることができるよう、必要最低限の生活資金や見守りサポート、生きがいづくりなど、確かなセーフティネットを整備します。

■ 医療改革

● 病院経営への株式会社の参入自由化

病院経営への株式会社の参入自由化や、医師・歯科医師以外でも医療法人の理事長への就任を認めるなど、病院経営に関する諸規制を緩和します。グループ化などを容易に実施できる環境を整備し、医療経営に関するコスト削減を効率的に実現できるようにします。

● 病床規制・医師配置の自由化など

病床規制や医師配置に関する諸規制を緩和し、各医療機関が自らの経営方針に沿った自律的な運営を実施できるようにします。また、病院機関の情報開示の徹底を図るとともに、広告規制を緩和します。利用者は医療機関選択の幅を得るとともに、競争を通じ、医療機関が質の高い医療をできるような環境整備します。

● 混合診療の解禁

混合診療を解禁し、高度な医療サービスを提供しやすい環境を整備します。医療機関が優れた医師を獲得・育成するためのインセンティブの強化により、医療の質の向上が図られるとともに、治療の選択肢が広がることで、患者に対し、ニーズに合った医療サービスを受ける権利を確保します。また、診療報酬及び薬価などの市場をゆがめる制度の自由化を推進します。

● 公的医療保険制度の見直し

医療費抑制を図るため、「自分の健康は自分で守る」という健康維持や予防医療への意識の高揚を図るとともに、市場原理を取り入れた適正な公的医療保険制度を構築します。

● 生命倫理の確立

「霊的人生観」(※)に基づき、生命倫理(脳死臓器移植、延命治療の是非)に関する啓発活動に取り組みます。再生医療の発展を促進し、脳死に依存

しない移植環境を整備します。

(※)人間の本质は、神仏によって創られた霊的存在であり、魂である。この世に生まれ、さまざまな経験を通じてつかんだ学びを持って、あの世に還る——その繰り返しのなかで、人間は魂の向上を目指しているという人生観のこと。

● 終末期医療のあり方

霊的人生観に立脚し、終末期はあの世に旅立つための準備期間と捉え、苦痛の期間を延命治療によって過度に長引かせることなく、幸福に旅立つ権利を尊重します。

● まちの開業医のホームドクター化

まちの開業医がかりつけ医としての役割をより果たしやすいように、多様な分野の診療が行えるホームドクター化を後押しします。専門医療機関を受診する前にかかりつけ医で診断を受けることで医療費を削減します。

● 新規医薬品・医療機器の許認可手続きの迅速化

海外で流通している医薬品や医療機器の日本国内における安全性を確保することなどを前提に早期の認可を実現し、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグを解消します。また、国内新薬認可のスムーズな実施により、創薬に関するコストを削減します。

■ 社会活動支援

● 障害者の社会参加支援

障害を持つ人が幅広く社会参加できるよう支援し、社会に貢献する生きがいと、税金を納められる喜びを感じられる国を目指します。障害者雇用を行う企業に対する税制上の優遇措置を拡充します。

● 自殺防止キャンペーンの実施

「自殺者ゼロ」に向けて、「霊的人生観」に基づき、自殺の誤りについて啓発するとともに、経済成長により経済苦を理由とする自殺を減らします。また、鉄道業界および不動産業界など、自殺によって不利益を被る業界と連携し、社会全体として自殺防止キャンペーンを実施します。

● 生活保護制度の抜本的見直し、生活保護の不正受給防止の徹底

生活保護制度を抜本的に見直します。受給者が得た収入を自立後の資金として貯蓄することを認めるなど、生活保護受給者の自立を促すための制度を構築します。また、就労支援を充実し、社会全

体で再チャレンジのムードを醸成します。生活保護の不正受給防止のために、警察などとの連携による厳格な対応を実施します。

● 給付付き税額控除の導入検討

勤労意欲を高め、生活保護への移行を防止するため、低所得者に対する支援策として、給付付き税額控除の導入を検討します。

● 困窮家庭への教育費負担軽減

生活困窮家庭に対し、教育費に関する支援拡充を検討します。

● 社会復帰のための就労支援の充実

路上生活者などの社会復帰に向けて、各種業界団体などと協力し、就労支援を行います。宗教団体やNPO法人などのバックアップによって、挫折した人々の精神・生活の立て直しを図ります。

● 違法薬物・危険ドラッグの取り締まり強化

違法薬物・危険ドラッグなどの取り締まりを強化するとともに、依存症から回復を図るための支援策を強化します。

■ すべての人が輝くために

● 年齢や性差を超えて活躍できる社会の構築

年齢や性差によらず、すべての人が個性や能力に応じた自らの使命を果たせるような社会をつくります。

● 女性活躍推進

現政権の掲げる「2020年までに女性管理職比率30%」など、数量的・配分的な社会主義的方法による結果平等ではなく、機会の平等を確保する環境整備を進めることで、女性の活躍を後押しします。日本固有の文化や生活様式の美点の再認識を促しつつ、多様な価値観の下、仕事のみならず、家庭や地域社会など様々な場で、女性がいきいきと活躍できる社会を目指します。

● 性に関する多様な価値観への配慮

性に関する多様な価値観に配慮し、LGBT（性的マイノリティー）の人々が社会的な不利益を被ることがないように努めます。

V 国家ビジョン

無神論、唯物論の広がり、規範意識が揺らぐ戦後日本。東京裁判史観が他国の増長を招き、国益も損なわれています。世界に目を転ずれば、全体主義国家の横暴を抑止することが大きな課題となっています。幸福実現党は日本を世界のリーダー大国へと新生させるために、政治のリーダーシップの確立はじめ、大胆な改革に取り組みます。

■ 宗教立国

● 政治と宗教

国家運営の土台に、正しい世界観と人生観を教える宗教を置く「宗教立国」を目指します。「信教の自由」を守り抜くとともに、現行憲法の「政教分離」規定は見直します。また、政府の財政難を理由に取り沙汰される「宗教への課税」は、課税当局など公権力が宗教活動に介入することを禁じる「信教の自由」の侵害であり、憲法違反に当たるため反対します。

● 人権を守る国家としての国際的な地位の確立

人身売買などで国際機関などから指摘を受けているわが国の状況を改善し、世界で最も高い人権意識を持つ国としての地位を確立します。併せて、人権弾圧が横行する無神論国家の体制を改めさせる方向で外交を展開します。

● 宗教対立の融和

宗教的精神を背景に、国際社会の秩序と平和を守るために主体的な外交を展開します。日本の寛容で多様な宗教観を生かしながら、世界の諸宗教の対立を融和し、特にキリスト教圏対イスラム教圏の戦いに終止符を打つことができるよう、外交努力を展開します。

■ 大統領制の導入

● 大統領制の導入

「新・日本国憲法 試案」をベースとする憲法改正を目指します。国のトップを国民が直接選ぶ大統領制を導入し、行政の長としての強いリーダーシップ

を確立します。大統領を国家元首とし、国家防衛の責任を負うことを明確にし、万一の際、天皇に政治責任、戦争責任が及ばないようにします。

■皇室の尊重

●文化的・宗教的な象徴としての皇室の継承

皇室は天照大神の御子孫であるとの位置付けを明確にしつつ、日本古来の宗教的・文化的存在として永続に努めます。

●宮中祭祀の位置づけの見直し

宮中祭祀の位置づけを見直し、国事行為とすることも検討します。

●皇室経済法の見直し

皇室経済法、皇室経済法施行法及び関連法を見直し、相続や所得に関する税制を改めることで、皇室・皇族の伝統や文化を永続的に繋いでいける仕組みを作ります。

■選挙制度改革

●中選挙区制の復活

衆議院の選挙制度については、死票が多いなど弊害のある小選挙区制を廃止し、中選挙区制に改めます。国民の多様な価値観を政治に反映する機会を増やすとともに、選良としての議員の質を担保します。

●政治への新規参入の容易化

政治への新規参入の障壁となっている公職選挙法や政党助成法などを見直し、競争条件の公平化を図ります。

●公職選挙法の抜本的な見直し

政治活動の自由化を検討します。政治活動・選挙運動の区別や戸別訪問、文書図画規制などについて見直し、国民の政治・政策に関する「知る権利」を最大限に担保する改革を行います。

■国会改革

●定数削減

国会議員定数を削減します。

●参議院の廃止または機能見直し

参議院の廃止により、国政における意思決定の迅速化を図ります。二院制を維持する場合は、参議院に「廃法府」としての機能を持たせ、不要な法律や規制の廃止を進めます。

■小さな政府・行政の効率化

●行政の徹底的なスリム化

行政機関について、組織・事務事業の抜本的な見直し、人員削減などを通じたスリム化を図り、「小さな政府」を実現します。また、時代適合性を欠いた法律を廃止するとともに、許認可を大幅に減らします。これにより国民の自由を拡大します。

●審議会の見直し

審議会のあり方について抜本的に見直し、政策決定過程における責任の明確化を図ります。

●予算の単年度制の廃止

予算の単年度制を改め、繰越金のプールを可能とします。また、予算の執行状況などを適切に管理する仕組みを構築します。

●政府資産の情報公開および民間売却計画の策定

政府資産の保有・管理情報を整理し、国・地方を通じた政府資産の状況を国民に公開します。その上で、高度経済成長実現に向けたインフラ整備や未来産業育成のための財源を捻出するため、資産売却または運営権設定などの民間開放の計画を策定します。

●官民の情報共有の推進

民間が自主的に国や地域に関する社会的課題を発見、対応するために、政府所有の統計情報などのオープンデータベース化を推進し、官民の情報共有を推進します。

●道州制導入反対

道州制は、行政の組織・人員の肥大化を招き、コストの増大をもたらすおそれがあるため導入しません。また、地方自治体の首長が国家の主権を侵す判断をした場合には、国会の議決で罷免できるようにします。地域の独立を問うような住民投票の実施には反対します。

●マイナンバー制度の中止

マイナンバー制度の導入は、情報漏洩の危険性が

あるほか、国家による監視社会の構築など自由の抑圧につながるため、中止を含めた抜本的な見直しを行います。

■ 公務員制度改革

● 公務員給与への経済成長連動性の導入

公務員給与のあり方を見直します。公務員の給与・賞与額を景気と連動させることで、政府部門に勤務するスタッフの経済成長への動機付けを強化します。これにより、政府部門をコストセンターから経済成長の原動力に切り替えます。また、個々の公務員の業績に応じて給与や昇進に格差をつけることを検討します。

● 公務員の兼業禁止規定の緩和

公務員の一部を新たな基幹産業分野に配置換えするほか、企業家精神のある公務員を募って、有用な新規事業を起こさせます。また、公務員の兼業禁止規定を緩和して人材の多様性を確保します。

■ 司法改革

● 裁判員制度の廃止

裁判員制度は、国民に精神的・物理的な負担を強いるために廃止し、司法判断における責任の明確化を図ります。

■ 報道改革

● クロスオーナーシップ規制の強化検討

メディアの寡占化による影響力行使を防ぐために、同一資本が新聞やテレビなどの複数メディアを所有するクロスオーナーシップ規制の強化について検討します。

● 新聞の特殊指定見直し

独占禁止法の適用除外である新聞の再販制度・特殊指定について見直しを行い、自由競争を促します。